

倉庫管理規定

平成 16 年 9 月 1 日より、香川県木田郡三木町井上 717-8 十河製麺 所有の旧三木町農協平井北支所建物 1 階部分を賃貸借契約に基づき、高松市民吹奏楽団倉庫（以下、倉庫）として使用する。

1. 使用目的

- ・倉庫は、団所有の楽器、楽譜ならびにコピー機の保管および楽譜整理等の事務作業のみに使用する。

2. 管理責任者

- ・倉庫に関する全ての管理責任者は団長とし、補佐を事務局が行なう。
- ・倉庫内に保管してある打楽器、楽譜、コピー機の管理は、それぞれ打楽器パート、楽譜係、事務局が行なう。
- ・倉庫の鍵は、団長、事務局が責任を持って保管管理する。

3. 建物維持管理

- ・建物本体ならびに電気設備等の付帯設備の使用には十分な配慮を持って行なう。
万が一、破損等があった場合は、直ちに管理責任者（団長）へ連絡する。
- ・倉庫内の整理整頓はもちろんのこと建物全体の美化に努める。
- ・使用前には必ず換気を行い、使用後には清掃・戸締りを行なう。
- ・年 1 回、建物内および建物周辺の大掃除を実施する。

4. 入退室管理

- ・倉庫を使用する際には、事前に団長もしくは事務局の許可を得てから鍵の貸出しを受けることとし、使用後は直ちにこれを返却する。
- ・不審者の侵入および楽器等の盗難防止のため、使用後の施錠確認は確実に行なう。
- ・退室の際には、全ての電気設備の電源が切られているか確認する。

5. 禁止事項

- ・第三者への鍵の貸出しおよび倉庫利用は禁止とする。
- ・倉庫内での音だしは禁止とする。
- ・倉庫内での飲食は禁止とする。
- ・倉庫内への火気物の持ち込み、倉庫内および建物周辺での喫煙は禁止とする。

6. 対境関係

- ・倉庫利用に際しては、貸主および地域住民の迷惑のならないよう心がける。
- ・貸主および地域住民へのあいさつを心がける。
- ・運搬用トラックおよび私有車の建物周辺への駐車については、管理責任者の指示に従うこととし、貸主をはじめ、地域住民の迷惑にならないよう配慮する。

7. 修繕積立金

- ・契約打ち切りの事態に備え、原状回復の修繕費、新倉庫賃借料想定額の 30 万円を限度に総会決議により繰越金の一部を修繕積立金として積み立てることができる。